

第3部

基本目標別計画

第2章

基本目標別の 政策と施策



政策・施策の見方

基本目標 1 学び合い成長し合えるまち

政策1 子育て子育てへの支援

政策名を記載しています。

10年後の姿

政策を推進することで実現を目指す区の10年後の姿を記載しています。

子どもがいじめや虐待等の人権侵害から擁護され、子どもの参加や意見表明が自由にでき、自主性が尊重される社会となっています。

保健、医療、福祉、教育など様々な分野が連携し、総合的に子育て支援が行われ、安心して子育てができる環境が整っています。

地域と連携した子育て支援が充実し、多世代交流の場が整備されています。

保護者がそれぞれの生活環境に応じた子育てに関する悩みや不安等を相談でき、保護者同士が交流できる場が整備されています。

保護者が子どもの成長に合わせて適切な保育・教育環境を選ぶことができ、子どもが安全に安心して過ごせる居場所があり、気軽に相談できる窓口が身構えています。

青少年が、地域や社会で様々な体験ができる場や活動の機会が提供されています。

政策に対する区民の満足度を表す指標を設定しています。

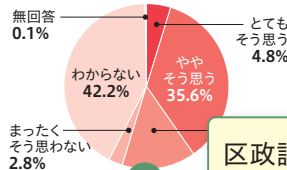
現状値は令和3(2021)年11月に実施した区民満足度調査の結果です。

この数値を基に10年後の計画目標値を設定しています。

区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
		令和13年度末
子どもが生き生きと成長でき、子育てを支える環境が整っていると思う区民の割合	40.4%	70%

●「子どもが生き生きと成長でき、子育てを支える環境が整っている」と思いますか。



区政評価指標の現状値の内訳を円グラフで記載しています。現状値は、各設問の「とてもそう思う」と「ややそう思う」を合わせた割合です。

現状と課題

目黒区の合計特殊出生率*は1.07(平成29(2017)年)で、国や都の平均と比べ低くなっていますが、区内の子どもの数は増加しており、令和6(2024)年には4万1千人を超えることが予測されています。子育て世代も増えることから、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備は、ますます重要な課題となっています。また、ポストコロナに向けた子育て子育てへの支援を構築することも求められています。

区は「目黒区子ども条例」に基づき、すべての子どもが自らの意思で成長し、自主性や権利が尊重される社会の実現を目指しています。虐待やいじめなど重大な権利侵害を防止、救済するための支援体制の構築が不可欠です。そのために、子ども自身や子育て家庭が、不安や悩みを気軽に相談できる重層的な相談支援窓口や、孤立化を防ぐための交流の場の整備が必要です。また、貧困などにより子どもの養育や生活

などに問題を抱えている家庭には、社会的・精神的な自立に向けた支援が求められています。

子育て子育てへの支援では、生活状況や、国籍、障害の有無、性のあり方等にかかわらず、すべての子どもが同じ地域の中で自分らしく成長できる環境を整備し、関係機関が連携した切れ目のない支援体制を整備することが重要です。子どもが安心して育ち、安全で安心な居場所の確保や、多世代交流の機会を提供していく必要があります。

また、家庭や地域、学校などが連携して、青少年の健全な成長や自立を支える環境づくりを進めることも重要です。

ライフスタイルが多様化している現在、様々な子育て子育てのニーズに応えるため、きめ細やかな施策の推進が求められています。

政策にかかわる区の現状と課題を記載しています。

基本目標 1 学び合い成長し合えるまち

施策 1 子どもの権利が尊重される環境の整備

子育て子育てへの支援

施策の概要

「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもを権利行使の主体として捉え、子どもをいじめや児童虐待の人権侵害から擁護するとともに、様々な活動への子どもの参加や意見表明等、子どもの自主性が尊重されるよう、取り組んでいます。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、子どもの権利が尊重され、権利侵害を予防・救済するために、「子どもの権利擁護委員制度」を設け、心の問題、いじめ・虐待などの悩みに対する相談体制を整備し、支援ネットワークを推進しています。また、子どもにかかわる施策や事業を進めるに当たり、子どもの参画の仕組みづくりを工夫し、様々な活動に参加できるよう取り組んでいます。

関連するSDGsのゴール



施策名を記載しています。

施策についての考え方、取組の方向性を記載しています。

施策の推進によって寄与するSDGs*のゴールをアイコンで示しています。その施策が直接的に寄与するゴールを記載しています。

成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値 令和13年度末
目黒区子ども条例の認知度(就学前児童保護者)	29.5%	60%
目黒区子ども条例の認知度(小学5年生)	21.8%	50%

施策により達成する成果について、数値として計測可能な指標を設定し、現状値と10年後の目標値を記載しています。現状値は原則として令和3(2021)年12月時点で区が把握している数値を記載しています。社会状況等により、最新の数値がふさわしくない場合は、過去の数値とその年度を記載しています。

現状と課題

- 区は、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、平成17(2005)年12月に「目黒区子ども条例」を制定しました。子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちづくりとして、子どもが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しています。
- 令和3(2021)年4月「東京都子ども基本条例」が制定されるなど、全国的に子ども基本条例の制定が進められ、残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育ちたいと考えています。
- 子どもが社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション能力を身に付け、行政の各分野において、子どもの参加する機会や場の提供、その機会や提供が増えるよう取り組む必要があります。

施策にかかわる区の現状と課題を記載しています。

主な取組

- 「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発
子どもの権利侵害に対応するため、子どもが気軽に相談できるよう「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発と充実を図ります。また、子どもの思いに応え、解決に向かえるよう、各関係機関との協力・連携を強化します。
- 子ども条例の普及・啓発
「目黒区子ども条例」の普及・啓発のため、小学生低学年・高学年向けのパンフレットなどを作成・配布し、子どもたちの理解がより深まるような取組を行います。また、保護者や子どもにかかわる周りの大人たちに対しても、子どもの権利の大切さについて理解を促していくことにより、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、目黒区の未来を担う子どもたちが、生き生きと元気に過ごせるまちの実現を目指します。
- 様々な活動への子どもの参加の推進
子どもに係る施策の推進や施設の整備において、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組むとともに、参加の具体的方法を工夫し、より実効性あるものに改善を図りながら進め、様々な活動への子どもの参加や意見表明の機会を確保していきます。また、子どもが参加することや子どもの意見を聴くことについて、大人の理解を深めるための啓発等を家庭、学校、地域の中で実施します。

42 目黒区基本計画 ● 第2章 基本目標別の政策と施策

施策における主な取組について、概要を記載しています。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- めぐろ学校教育プラン

施策に関連する計画等を記載しています。

子育て子育てへの支援

政策1 子育て子育てへの支援

10年後の姿

子どもがいじめや虐待等の人権侵害から擁護され、子どもの参加や意見表明が自由にでき、自主性が尊重される社会となっています。

保健、医療、福祉、教育など様々な分野が連携し、総合的に子育て支援が行われ、安心して子育てができる環境が整っています。

地域と連携した子育て支援が充実し、多世代交流の場が整備されています。

保護者がそれぞれの生活環境に応じた子育てに関する悩みや不安等を相談できる場、孤立化を防ぎ、保護者同士が交流できる場が整備されています。

保護者が子どもの成長に合わせて適切な保育・教育環境を選ぶことができます。

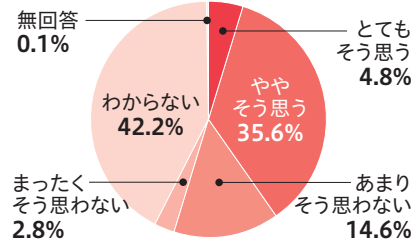
子どもが安全に安心して過ごせる居場所があり、気軽に相談できる窓口が身近なところに確保されています。

青少年が、地域や社会で様々な体験ができる場や活動の機会が提供されています。

区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
		令和13年度末
子どもが生き生きと成長でき、子育てを支える環境が整っていると思う区民の割合	40.4%	70%

●「子どもが生き生きと成長でき、子育てを支える環境が整っている」と思いますか。



現状と課題

目黒区の合計特殊出生率*は1.07(平成29(2017)年)で、国や都の平均と比べ低くなっていますが、区内の子どもの数は増加しており、令和6(2024)年には4万1千人を超えることが予測されています。子育て世代も増えることから、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備は、ますます重要な課題となっています。また、ポストコロナに向けた子育て子育てへの支援を構築することも求められています。

区は「目黒区子ども条例」に基づき、すべての子どもが自らの意思で成長し、自主性や権利が尊重される社会の実現を目指しています。虐待やいじめなど重大な権利侵害を防ぎ、救済するための支援体制の構築が不可欠です。そのために、子ども自身や子育て家庭が、不安や悩みを気軽に相談できる重層的な相談支援窓口や、孤立化を防ぐための交流の場の整備が必要です。また、貧困などにより子どもの養育や生活

などに問題を抱えている家庭には、社会的、経済的、精神的な自立に向けた支援が求められています。

子育て子育てへの支援では、生活状況や、国籍、障害の有無、性のあり方等にかかわらず、すべての子どもが同じ地域の中で自分らしく成長できる環境を整備し、関係機関が連携した切れ目のない支援に取り組むことが重要です。子どもが健やかに成長するために、子どもの育ちを支える地域共生社会*づくりを推進し、安全で安心な居場所の整備や、社会への参加、多世代交流の機会を提供していく必要があります。

また、家庭や地域、学校などが連携して、青少年の健全な成長や自立を支える環境づくりを進めることも重要です。

ライフスタイルが多様化している現在、様々な子育て子育てのニーズに応えるため、きめ細やかな施策の推進が求められています。

施策一覽

施策 1 子どもの権利が尊重される環境の整備

【主な取組】

- 「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発
- 様々な活動への子どもの参加の推進
- 子ども条例の普及・啓発

施策 2 妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援

【主な取組】

- 子育て世代包括支援センター事業の拡充
- 子育てふれあいひろばの支援・充実
- 母子保健台帳の電子化
- ひとり親家庭への支援の拡充
- 児童館や学童保育クラブ(単独施設)における乳幼児活動
- 貧困状況にある子どもへの支援の実施
- ヤングケアラー*等新たな課題への対応

施策 3 子どもの虐待を防止するための体制整備

【主な取組】

- 子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所の連携強化
- 特に配慮が必要な家庭への支援の拡充
- 社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援
- 子ども家庭支援センター職員及び関係機関職員の対応力強化
- 児童虐待防止の普及啓発

施策 4 多様な保育・教育の充実

【主な取組】

- 一時保育事業の実施
- 区立保育園の民営化及び老朽化対応
- 病児・病後児保育事業の実施
- 幼児教育の充実
- 子育て支援、子育てひろばの拡充
- 私立幼稚園への情報提供や相談対応の充実
- 保育園の入園待機児童ゼロの維持

施策 5 子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進

【主な取組】

- 放課後子ども総合プラン*の推進
- 放課後フリークラブ*事業の推進
- ランドセル来館の充実
- 児童館でのボランティアの育成と活用
- 児童館における中高生の居場所の拡大
- 地域における子どもの多様な居場所づくりの推進

施策 6 青少年の健全育成

【主な取組】

- 青少年対象の講座の実施
- 少年団体指導者育成の支援
- 青少年国内交流事業の実施

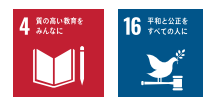
施策 1 子どもの権利が尊重される環境の整備

施策の概要

「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもを権利行使の主体として捉え、子どもをいじめや児童虐待の人権侵害から擁護するとともに、様々な活動への子どもの参加や意見表明等、子どもの自主性が尊重されるよう、取り組んでいます。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、子どもの権利が尊重され、権利侵害を予防・救済するために、「子どもの権利擁護委員制度」を設け、心の問題、いじめ・虐待などの悩みに対する相談体制を整備し、支援ネットワークを推進しています。また、子どもにかかわる施策や事業を進めるに当たり、子どもの参画の仕組みづくりを工夫し、様々な活動に参加できるよう取り組んでいきます。

関連するSDGsのゴール



成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
目黒区子ども条例の認知度(就学前児童保護者)	29.5%	60%
目黒区子ども条例の認知度(小学5年生)	21.8%	50%

現状と課題

- 区は、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、平成17(2005)年12月に「目黒区子ども条例」を制定しました。子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指し、虐待など子どもの権利侵害がなく、子どもの参加や意見、自主性が尊重される地域づくりに努めています。
- 令和3(2021)年4月「東京都子ども基本条例」が制定されるなど、東京都においても、子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境の整備・取組が進められているところです。
- 子どもが社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション力などを育むことができるよう、行政の各分野において、子どもの参加する機会や場の提供が求められているほか、地域や家庭等でもその機会や提供が増えるよう取り組む必要があります。

主な取組

●「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発

子どもの権利侵害に対応するため、子どもが気軽に相談できるよう「子どもの権利擁護委員制度」の普及・啓発と充実を図ります。また、子どもの思いに応え、解決に向かえるよう、各関係機関との協力・連携を強化します。

●子ども条例の普及・啓発

「目黒区子ども条例」の普及・啓発のため、小学生低学年・高学年向けのパンフレットなどを作成・配布し、子どもたちの理解がより深まるような取組を行います。また、保護者や子どもにかかわる周りの大人たちに対しても、子どもの権利の大切さについて理解を広めていくことにより、家庭や地域で子どもと誠実に向き合い、目黒区の未来を担う子どもたちが、生き生きと元気に過ごせるまちの実現を目指します。

●様々な活動への子どもの参加の推進

子どもに係る施策の推進や施設の整備において、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組むとともに、参加の具体的方法を工夫し、より実効性あるものに改善を図りながら進め、様々な活動への子どもの参加や意見表明の機会を確保していきます。また、子どもが参加することや子どもの意見を聴くことについて、大人の理解を深めるための啓発等を家庭、学校、地域の中で実施します。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- めぐろ学校教育プラン

施策 2 妊娠期から青年期までの包括的な子育て家庭への支援

施策の概要

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産、子育てに関する相談に応じ、医療や福祉など関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組んでいきます。生活状況や、国籍、障害の有無、性のあり方等にかかわらず、誰もが安心して子育て子育てができるまちを目指します。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、妊娠期の「ゆりかご・めぐろ」の妊婦面接や子育て期の各種健康診査にすべての対象者が参加できる仕組みを築き、子育て世代包括支援センターを中心に様々な関係機関と連携し、包括的な支援体制を整備していきます。また、社会的配慮が必要な家庭への支援について、関係機関との連携により、相談・支援体制を整備していきます。特に経済的課題の多いひとり親世帯について、経済的自立に向けた支援を進めていきます。

関連するSDGsのゴール



成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
子育てや教育をする上で、気軽に相談できる場所があると思う区民の割合	90.8%	95%
妊娠・出産後(1年以内)に目黒区の子育て支援の取組に満足していて、引き続き目黒区で子育てを続けたい人の割合	-	80%

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての負担感や不安感、孤立感を覚える家庭は少なくありません。地域で安心して出産、子育てを行うためには、妊娠期から子育て家庭の状況を把握し、出産、子育て期を通して保健サービスや子育て支援サービスを分野横断的に組み合わせ、関係機関が連携しながら切れ目なく支援を行うことが必要です。さらに、子どもの育ちを支える地域共生社会*づくりの実現に向けて、地域や民間機関との取組も必要です。
- また、子どもの養育、教育、健康、経済面などにおいて様々な課題を抱えて生活をしている社会的配慮が必要な家庭が増えていることから、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育つ環境の整備が求められています。

主な取組

●子育て世代包括支援センター事業の拡充

産後ケア事業(通所型)及び多胎児世帯支援などの事業を拡充し、子育て世代包括支援センター事業を推進することで、安心して子育てができるよう子育て家庭を支援していきます。

また、災害時に、「妊産婦・乳児救護所」として妊産婦・乳児のみを一時的に受け入れ、避難生活の支援や保健相談を行います。

●母子保健台帳の電子化

紙台帳による母子保健情報を電子化することにより、妊娠期から出産、子育て期の各ステージにおける母子の実情や乳幼児の発育・発達に関する情報の一元管理が可能となります。支援にかかわる各専門職が情報を共有し、経過や実情を踏まえた適切な支援やサービスを迅速に提供します。また、将来的には子ども家庭支援センターと情報共有化を図り、組織横断的に迅速な支援を推進します。

●児童館や学童保育クラブ(単独施設)における乳幼児活動

乳幼児とその保護者を対象に、子どもや親同士が知り合い、仲間づくりをする場として事業を展開します。また、保護者の孤立化を防ぎ、子育てについての情報交換や不安の解消等に取り組みます。

●子育てふれあいひろばの支援・充実

子育て相談や地域の活動団体等の支援をし、地域に根ざした質の高い子育てふれあいひろばとしていくため、事業運営や活動形態、周知方法を検討し、更なる利用者の拡大を図ります。

●ひとり親家庭への支援の拡充

離婚前後の親に対して行う情報提供、ひとり親家庭の経済的自立に向けた資格取得のための支援など、ひとり親家庭となった前後から社会的自立に至るまで、継続的な支援を行っていきます。

●貧困状況にある子どもへの支援の実施

貧困状況にある子どもが孤立し、将来への希望が持てない状況にならないよう、安心できる「居場所づくり」「仲間づくり」「地域との交流」の視点で、子ども食堂などの取組を進めていきます。また、貧困により「教育の機会」が失われることのないよう、学習支援事業や教育資金の貸付などの事業を行っていきます。

●ヤングケアラー*等新たな課題への対応

ヤングケアラー*等、新たな課題に対して、保健、教育、福祉等各関連部署・関係機関と連携し、すべての子どもが健やかに育つ環境の整備に向けて取り組んでいきます。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- 目黒区保健医療福祉計画
- 健康めぐろ21

施策 3

子どもの虐待を防止するための体制整備

施策の概要

平成28(2016)年の児童福祉法改正により、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、目黒区においても児童相談所の設置を見据え、身近な地域で子育て支援から児童虐待対応まで切れ目のない子ども家庭相談行政を実現することを目指しています。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、区立児童相談所の設置を見据えて、子ども家庭支援センター(子ども家庭総合支援拠点)の機能強化、子どもや子育てを支援する環境の基盤づくりを着実に進めて、児童虐待の未然防止に取り組んでいきます。

関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
家庭で自分が認められていると思う割合(小学5年生)	85.6%	90%
保護者との関係について満足していると思う割合(中学2年生、高校2年生)	86.8% 84.7%	90%
子育てについて、気軽に相談できる人がいないと思う割合(就学前児童保護者、小学生保護者)	7.2% 6.2%	3.5%

現状と課題

- 児童虐待通告の件数は平成2(1990)年度以降、全国的に増加しています。平成30(2018)年3月には、区内在住の5歳児が保護者の虐待により亡くなるという痛ましい事件が発生しました。平成31(2019)年4月に東京都子供への虐待の防止等に関する条例が施行され、令和元(2019)年6月には児童虐待防止法及び児童福祉法が改正されました。いずれも保護者から子どもへの体罰の禁止が規定されました。
- 児童虐待の原因の一つとして、保護者の育児に対する不安や負担感、地域や社会からの孤立感が指摘されています。子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター(子ども家庭総合支援拠点)及び児童相談所のそれぞれの機能と相互の連携を強化して、迅速かつ効果的に必要な支援を行うとともに、子どもを守る地域ネットワークのすそ野を広げ、見守りと気づきによる連携によって子どもと家庭を地域で支えることのできる仕組みづくりが求められています。

主な取組

●子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所の連携強化

区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方に則り、子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所が、虐待リスクの程度に応じて効果的に連携し、子どもや保護者に必要な支援を実施します。また、地域の関係機関等との連携を強化し、子どもを守る地域のネットワークを拡充させます。さらに、児童相談所サテライトオフィス*を設置し、東京都との連携強化を進めていきます。

●子ども家庭支援センター職員及び関係機関職員の対応力強化

福祉職、心理職の児童相談所への定期的な派遣や児童相談所勤務経験者の採用による人材強化を図り、子ども家庭支援センターの体制を強化します。また、関係機関職員向け研修の開催回数や内容の充実、児童館や保育園への子育てスーパーバイザー*派遣の対象機関の拡充等により、児童虐待の早期発見、早期対応のための関係機関職員の対応スキルの向上を図っていきます。

●特に配慮が必要な家庭への支援の拡充

特に支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する子育てパートナー事業や子育て短期支援事業などの子ども家庭支援サービスを拡充し、虐待の未然防止策を強化します。また、子どもや保護者への心理的ケアや親子関係改善プログラムの実施など、心理職による支援体制を充実します。

●社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援

将来的な養育家庭の担い手を増やすよう、養育家庭体験発表会に加え、年間を通じた社会的養育の啓発を行います。また、児童相談所と連携し、里親・養子縁組家庭への支援を強化していきます。

●児童虐待防止の普及啓発

保護者から子どもへの体罰等の禁止、子どもの目の前で夫婦げんかが虐待に当たることについて啓発を実施するとともに、子ども条例の啓発などにより子ども自身が子どもの権利に気付き、SOSを発信しやすい環境を整備します。区民向け虐待防止講演会等の充実により、地域で取り組む児童虐待防止や早期発見について理解を深め、区全体で子どもを守る意識の醸成を図ります。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- 目黒区保健医療福祉計画
- 健康めぐろ21

施策 4 多様な保育・教育の充実

施策の概要

子育て世帯の多様なニーズに応えるため、保育・教育を充実させ、様々な暮らし方や働き方に対応できるよう、支援を行っていきます。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、子どもたちが豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、適切な環境で保育・教育を受けられるようにします。また、保育需要を的確に把握し、多様な保育サービスを提供することで、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、女性の就業率の上昇にも対応していきます。

関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
保育所待機児童数	0人	0人
3～5歳児の幼児教育・保育施設就園率	88.32%	95%
一時保育施設の年間延べ利用人数	5,931人	7,000人

現状と課題

- 父母ともに就労している家庭は子育て世代の半数を超え、家庭の環境も多様化しています。
- このような状況の中、子育てと仕事の両立を支援するとともに、保育園や幼稚園、こども園など、子どもを預ける場所を保護者の考えや希望で、自由に選択できる環境を整えることが必要です。
- 区は令和2(2020)年4月に保育園の入園待機児童ゼロを達成しました。今後は待機児童ゼロの維持とともに、質の高い保育を提供していく必要があります。
- 充実した就学前教育を子どもに与えたい家庭に対しては、幼児教育の質の向上と振興が求められます。
- また、ひとり親家庭など家庭の状況に応じた支援も重要です。

主な取組

●一時保育事業の実施

休養や通院・用事などの理由で、一時的に保育が必要な場合に保育施設で一時保育を、また保護者の病気や出産、家族の入院・看護などで保育が必要な際、保育施設にて期間限定で緊急一時保育を行い保護者の育児の負担を軽減し、子育てが無理なくできるよう支援をします。

●病児・病後児保育事業の実施

保育園等に通っている保育の必要な乳幼児が「病気の回復期」にあつて、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に保育を行います。また、自宅でベビーシッターを利用した際の訪問型病児・病後児保育の費用の一部を助成し、病児・病後児保育事業サービスを普及整備していきます。

●子育て支援、子育てひろばの拡充

待機児童解消に伴い、今後は地域の子育て家庭を中心に遊び場の提供や子育て相談、子育て情報等の提供を積極的に行い、支援していきます。

●保育園の入園待機児童ゼロの維持

年々増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育園等の整備を加速した結果、令和2(2020)年4月に待機児童ゼロを達成しました。今後も、計画的な私立保育園の整備をはじめとした様々な手法により、待機児童ゼロを維持していきます。

●区立保育園の民営化及び老朽化対応

今後も多様な保育ニーズに応えていくことなどの課題を解決していく方策の一つとして、区立保育園の民営化を進めていきます。また、区立保育園として存続する園については、区全体の保育を向上させる中心として、更に質の高い子育て支援拠点としていくとともに、老朽化への対応を行っていきます。

●幼児教育の充実

就学前施設において、「生きる力」の基礎を育む教育内容を充実させるとともに、小学校教育との円滑な接続を図ります。

●私立幼稚園への情報提供や相談対応の充実

幼児教育の充実と振興及び質の向上を図るため、情報提供を行うとともに私立幼稚園が区に相談できる体制を確保します。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- めぐろ学校教育プラン
- 目黒区保健医療福祉計画

施策 5 子どもの安全な遊び場・放課後の居場所づくりの推進

施策の概要

放課後等に子どもが安全・安心に過ごすことのできる多様な居場所の拡充や子育てネットワークづくりの支援、子どもの育ちを支える地域共生社会*の実現に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、子育て支援施設をはじめとするすべての機関、地域との連携・協力を通じて、地域社会全体の子育て力を高め、子どもたちが社会の一員として豊かに育つよう、自主性、創造性、社会性を養うことができる環境づくりを進めます。

関連するSDGsのゴール



成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
ランランひろばの1日平均利用人数	460人	1,530人
子ども教室実施団体数	16団体	22団体
中高生対応児童館の年間利用人数	7,500人	14,000人

現状と課題

- 国では、子どもの数の増加や子育て家庭の生活状況の変化等を背景として、平成26(2014)年に「放課後子ども総合プラン*」を、平成30(2018)年には「新・放課後子ども総合プラン*」を策定しました。
- また、目黒区子ども条例では、大人は子どもの身近な場所に、安全に安心して過ごすことができ、楽しく遊んだりできる「居場所」を確保し、子どもの主体性や社会性を育むとしています。
- すべての子どもが多様な居場所を選択できるようにするためには、地域等と情報共有や意見交換を行いながら、関係者間で連携を深め、事業を充実させていくことが必要です。
- さらに、地域社会全体で子どもを見守り育むことで地域の活性化を図り、地域の子育て力の向上を目指す必要があります。



ランランひろば

主な取組

●放課後子ども総合プラン*の推進

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を提供するため、学童保育クラブ及びランランひろば等を同一小学校内で実施する一体型を中心とした整備を進めます。

●ランドセル来館の充実

下校後ランドセルをもったまま直接児童館に来館でき、学童保育クラブの補完機能となるランドセル来館について、各館の施設状況を踏まえた整備方法や利用条件等の改善を図ります。

●児童館における中高生の居場所の拡大

中高生の児童館の利用促進を図るとともに、区内公立中学校・高校と連携し、児童館への理解を深めてもらいます。また、児童館として様々な形で中高生の社会参加の促進や魅力ある事業を行います。

●放課後フリークラブ*事業の推進

放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全・安心な居場所を確保するとともに、子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供します。

●児童館でのボランティアの育成と活用

青少年がボランティアとして子どもたちとふれあう機会を提供し、達成感がもてるよう支援します。また、地域の大人がボランティアとして児童館の行事や運営に参加し、共に地域の子どもを育てます。

●地域における子どもの多様な居場所づくりの推進

小学校における放課後子ども総合プラン*の推進と併せて、すべての子どもが多様な居場所を選択できるよう、今後の児童館等の機能・役割について検討を進めます。また、地域子育て支援拠点として、子育てに関する組織や人、地域とのつながりを強化し、子育て・子どもに関する相談支援などの充実を図ります。

関連計画

- 目黒区子ども総合計画
- 目黒区保健医療福祉計画
- めぐろ学校教育プラン
- 目黒区生涯学習実施推進計画

施策 6 青少年の健全育成

施策の概要

青少年を対象として、地域社会を担う一員となるよう社会参加の機会の充実に取り組みます。

関連するSDGs*のゴールを踏まえ、目黒区は、青少年が自立性と社会性を身につけるための体験機会や青少年の自主活動と社会参加を促進するため、専門的な知識や技術に触れることができる学習機会の提供を進めます。

また、青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら場の提供や指導者の派遣等の支援事業を実施していきます。

関連するSDGsのゴール



成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
青少年向け講座の参加者数	316人 (令和元年度)	350人

現状と課題

- 近年、青少年が加害者となる重大事件や子どもが被害者となる事件等の発生により、青少年の安全で安心な成長に対する懸念が高まっています。背景として、家族や周囲との円滑な関係やコミュニケーションの欠如、不安定な就労環境、保護者の経済的な困難や周囲からの孤立等が考えられます。こうした青少年を取り巻く環境の変化に対応し、青少年が健やかに成長できる環境をつくる必要があります。区は、「豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけていくための取組」として、青少年が自立性と社会性を身につけるための体験機会や青少年の自主活動と社会参加を促進するため、専門的な知識や技術に触れることができる学習機会の提供を進め、また、青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら場の提供や指導者の派遣等の支援を行ってきました。
- 今後も青少年に対して、地域社会を担う一員となるよう社会参加の機会の充実に取り組んでいく必要があります。

主な取組

● 青少年対象の講座の実施

青少年を対象に、自立性と社会性が深まるような体験機会をつくとともに、青少年の自主活動と社会参加を促進するため、専門的な知識や技術に触れることができる学習機会を提供します。

● 青少年国内交流事業の実施

目黒区の小学生が、友好都市である宮城県角田市の青少年と直接かかわることを通して、双方の違いを知り自らの地域の理解を深め、角田市との新たな交流と親睦を図る機会を提供します。

● 少年団体指導者育成の支援

青少年の健全育成を担う団体の主体性を尊重しながら、指導者を養成するための研修会に対し、指導者の派遣等を支援し、少年団体の育成と地域の青少年の指導者の育成を支援します。

関連計画

● 目黒区生涯学習実施推進計画



青少年健全育成事業講座



青少年国内交流事業(角田市派遣)